教育基本法等への不適合 A. 指導要領:「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に---」

B. 教育基本第2条第1号:「幅広い知識と教養を身につけ---」

C. 教育基本法第2条第5号:「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに- - - 」

上記の結果を生む原因

D. 歴史的事実の書くべきことを書いていない

E. 歴史的事実をわい曲している

\*()付きページは、本来、ここで書くべき(実際は書いていない)ページを示す。

項目	日本文教出版	帝国書院	清水書院	自由社	教育出版	育鵬社	東京書籍
家族論	少子高齢化と核家族に触れるだけで、お茶を濁して、本質には触れない。まったくおざなりと言うしかない。	とめているが、自由社ほど は紙数も割いていない。				問題で、家族会議という共同体の問題に、(効率と公正)という利益社会にあてはまる観念を持ち込んでおり、根本的に誤りではないか。持ち出した例が適当でなかったのではないか。	
掲載ページ	14	6,20,21		22~25	8	28 B	12
教基法・指導要領適合性	B,D	適合、突っ込みは浅いがネ ガも見せない	B,D	適合(C項)	B,D		C,D
地域社会·国	年中行事や通過儀礼にのみ触れて、本質的なことは何も書いてない。踏み込むと、愛郷心や愛国心に触れざるを得ないので、避けていると思わざるを得ない。	が、愛郷心や国を愛する心 まで展開されない。公共の 精神も書かず、教育基本法	地域社会の単元もなくしている。愛国心、愛郷心、公共の精神を展開せず、改正教育基本法を無視し、共同社会を破壊しようとしている。国家論を正面から展開していることは評価できる。	愛や愛国心を教えており、	地方自治を主体に、色々書いてあるが、愛郷心やその関連事項の記述なし。	地域社会について触れてはいるものの、そこに出てくる「公共の精神」とは何かを説明せず、愛国心についても触れないので、教育基本法5条にきちんと適合していない。	地域社会ひいては国家も説明せず、上記とあいまって、 家族、地域社会、国家を説明せず、したがって、愛郷心 も国を愛する心も出てこない。教育基本法に適合していない。
掲載ページ		22~23		28~33	104~114	30	150
教基法·指導要領適合性	B,D	C,D	B,C,D	28~33 適合(C項)	B,C,D	30 B,C,D	150 C,D
宗教	十分な分量で良く書いてある。自由社とともに、教科書 会社の中でベストな記述。	力を入れて書いている。	宗教について記述なし。指 導要領に適合していない。	宗教について十分に記述しており、改正教育基本法の精神に、最も良く準拠しており、生徒が豊かな教養を身につけられるようになっている。	三大宗教の名前なし。一神教、多神教の説明なし。	多神教と一神教、宗教の功 罪等、必要な説明はなされ ている。三大宗派が名前の みで、やや物足りない感は ある。	宗教についての記述量が、 あまりにも少なく、たったの4 行である。教育基本法の精 神を完全に踏みにじってい る。
掲載ページ	184~185	48		16~17,159	16	8,174	15
教基法•指導要領適合性	184~185 適合(B項)	適合	B,D	適合(B,C項)	B,D	適合	B,C,D
三権分立	三権分立自体は、きちんと 書いてあるが、やはり、憲法 が上位、憲法は可変なも	三権分立自体はオーソドック スに解説しているが、三権分 立を国民主権の下位に位置 づけている。法治(三権分	民主政治を守るためには憲 法だけでは不十分と記述し	日本国憲法の三原則という 一種の規制に縛られた中で、それを支える立憲主義 の中の重要原則として扱い、記述量も十分で、生徒の 知的教養を満たすものである。	33ページでは側注で小さく 扱っているのみ。102〜103 ページでは、通常の扱いを し、大津事件の説明もしてい る。	立憲主義或いは三権分立 を、日本国憲法の基本原則 としていない。国の統治機構 に関わる重要問題であり、 或る意味では、非常に危険 な思想である。	三権分立を日本国憲法の中 の原則に入れないため、三
掲載ページ	98	96	58	41,46,52,53,77	33,102~103	41 B,D	90
教基法·指導要領適合性	基本的な軽重を取り違えて いる。	B,D	不適合とまではいえない	適合(B項)	適合	B,D	B,D

項目	日本文教出版	帝国書院	清水書院	自由社	教育出版	育鵬社	東京書籍
Γ	「合意したルールを強制する	選挙、政党、政府その他の	「国には、共同体という顔と、	等閑視されがちな政治権力	政治権力の必要性について	政治権力の必要性は述べて	
	ことが必要です。この力を権	技術的なことは、沢山解説し	強制力をもった権力機関と	について、丁寧かつ十分に	解説している。	いるが、はっきりした国家の	ず、国防、警察などを公共財
L	カといいます。」と書き政治	ているが、本質論に触れて	いう、もうひとつの顔がある」			役割の整理がない。	として捉えようとしない。多数
政治権力	権力の必要性をきちんと書	いない。	などと分かり易く解説、その	を高めている。大人も読む			決原理原理のみに触れてい
l l	いている。		役割も、ほぼ妥当な記述で	べき程度のレベルに達して			る。
			ある。	いる。			
  掲載ページ 7		(74 <b>~</b> 87)	25	39, 40,41,52, 58, 65	32	_	(66~67)
教基法•指導要領適合性 j	72 適合(B項)	B,D	適合	適合(B項)	32 適合	やや不十分	B,D
	直接民主主義と間接民主主	実務的に不可能だから間接	実務的にやむを得ないの	両社の違い、日本国憲法や		間接民主主義・議会政治を	本来、直接民主制がいいと
Till the state of	義を並立的に扱い、その長	民主制だと言っており、間接	で、間接民主制を取っている	議会制民主主義との関係を	ず間接民主制をとっていると	積極的に評価する記述があ	は言っていない。無難な記
	所欠点を調べさせる学習課	民主制の利点、或いは直接	と書き、本来は直接民主制	丁寧に説明している。	の立場で、二つのシステム	り、バランスの取れた説明に	述である。
直接民主主義と間接民主主	題を設定しており、東書、帝	制の本質的危険性にまった	であるべきだと暗示してい		のメリット、デメリットを論じな	なっている。	
<b>赛</b>		く触れていない。憲法で間接			い。		
ì	遙によいが弱い。	制だと書いてあるとは言って					
		いる。					
	106	37	57	44,45,53,76 適合(B項)	73	73	67
		B,D	B,D	適合(B項)	B,D	適合	適合
				アメリカ軍の専用施設面積	「日本国内の米軍基地の7	全国の米軍基地のなん%か	
			場の約75%が沖縄にあると			は、75%としていて、粗雑な	
		すと、数か面積かを特定しな	している。米軍基地の地図	面積の23%、専用施設面			先の問題で計画が遅れてい
		い不正確な表現だ。安保条	(日本全体と沖縄本島)を表	積のみで計算すると74%が			ると説明。なくしてしまえ!な
	障との関係を論じなければ、	約には触れている。アメリカ	示。沖縄と安保条約の関係	沖縄県にあると、正確に記		団的自衛権も論じており、全	
沖縄米軍基地			を記さず。冷戦終結後、大国			体としては良い。	ず、無難にまとめている。
		たす役割などについて、さま		触れる。	書く。		
		ざまな議論があると記述。騒					
		音等の問題にも触れる。	無視している。				
掲載ページ	49 B,D	185	88~89	165	200 適合	169 適合	39
			B,D	適合(正確に記述)	適合	適合	(一応)適合
		核抑止や核拡散の問題に触	核非拡散や包括的核実験	アメリカの核の傘に言及し	核抑止力と、アメリカの核抑	核抑止は、はっきり書かず、	憲法9条的平和論。抑止力
		れ、非核三原則を論じている		て、日本の非核三原則を倫		アメリカの核の傘に触れず	やアメリカの核の傘と非核三
				理的に誇ることに、一石を投			原則のパラドックスに触れ
核兵器問題	そしてイランの核開発を除い				核不拡散条約や包括的核		ず。この教科書では、自分
[7		る。この点に触れなくては、	り触れず、情緒的反核になり		実験禁止条約の揺らぎを記		の頭で論理的に考える生徒
		非核も安全保障も本質に入	かねない。		述。但し、安保の観点は下		は育たない。
	である。	れない。		十分だ。	記。		
  掲載ページ 1	172~173	176.177.185	91.163	168.169	67.202	167	158,171
L				適合(B項)			B,D

項目	日本文教出版	帝国書院	清水書院	自由社	教育出版	育鵬社	東京書籍
	安保理の拒否権や敵国条	21ページを使っている(自由	「日本は、第二次世界大戦	国際社会を冷静に、領土、	敵国条項記述なし。分担金	国際関係を、世界標準として	敵国条項や分担金問題に触
国際社会・国連・安全保障	項には触れているが、常任 理事国入りについて、国内 の反対意見として、アジア諸 国との関係悪化というのが あり、アジアとは、何処の国 かを言わず、主客転倒の考 えである。EUも問題者に回対 する保障の問題が残ってい るなど、国際法的な観点 とし。平和ボケ、自虐史観の 典型である。	社は34ページ)、自由社が多いのは、安全保障の部が充実しているからだろう。帝国も一応、ほぼ全ての項目に触れているが、国連たり、核の傘に触れなかったり、また、防衛は、日米安保に丸投げ的であったり、日本の安全保障問題に突っ込めず重要な	において、他の国々の多数 の人々を殺傷し莫大な被害 をあたえた」と、一方的に日本を非難、自虐かつ視野本 窄の論をなしている。日本と 憲法の平和主義などを強 調。自国の安全保障についての突っ込みなし。こういう 教科書で育つと、自虐、平に ついてのは、敵国条項でしいての記述なし。	主権から国益、外交、国連、安全保障その他包括的に、かつバランス良く記述しており、生徒が大人になって、色々な国際問題を理解する、国際標準的知識を十分に提供している。大人も読むべき内容である。	も表のみ、問題意識なし。日 米安保と引き替えに米軍基 地を許容と、基地を債務的 な観点でしか見ない鳩山と 同じで、基地があること自他 の抑止力に考えが及ばず、 自国の安全保障を主体的に 考える姿勢なし。	非常に常識的に捉えており、協力も対立もあること、 国益のことも過不足なく記で しており、評価できる内題、 集団的自衛権にも触れてい る。分担金、敵国条項、安保 理常任理事国問題などに触 れており、合格点である	れず(分担金はグラフの み)。171ページに、村山談 話的なことを書いている。自 虐教科書の典型。
掲載ページ	162~163,164~166	171~191	86 <b>~</b> 91	33, 144~176 適合(A,B,C項)	194~195,205	153~184,168~169	147~174,152~153
教基法•指導要領適合性	B,D,E	B,D	B,C,D,E	適合(A,B,C項)	B,D	適合	B,C,D
国旗・国家	国家間における国旗・国歌の尊重は言うが、自国のそれは言わない。教育基本法への適合のため、いやいや書いたと思えてしまう。	国家間相互の国旗・国歌の 尊重は書くが、自国の国旗。 国歌の尊重は説かず。	国旗・国歌の相互尊重は説 くが、自国の国旗・国歌の尊 重・敬意は説かず。教育基 本法への義理で書いたとし か思えない。	自国、他国の国旗・国歌を 尊敬し敬意を表すべきこと、 国旗掲揚の国際儀礼などを 説明し、ラモス瑠偉のエピ ソードなど良い話も載っており、国旗・国歌を尊重させる 気にさせる大変良くできた編 集である。	も教育基本法への義理で書いた感じがする。	意が記述されており、挿話も	他国の国旗・国歌の尊重は 説くが、自国の国旗・国歌の 尊重は説かない。教育基本 法への義理で、国旗・国歌を 記述したと思われてもしかた がない。
掲載ページ	162~163	172~173	157	144~147	133,195	158~161	151
教基法•指導要領適合性	B,D	B,C,D	B,C,D	適合(B,C項)	C,D	適合	C,D
拉致問題	の主権問題、そして同胞に	書いている。北朝鮮が拉致 を行なった理由は書いてい ない。	うでもいいと思っており、義		の記述なし。北朝鮮の動機 について記述なし。どちらか	人権問題、主権問題として、 きちんと捉えている。当然と はいえ、自由社、帝国書院と ともに、この件に関しては、 まともな教科書である。	人権・主権問題であると言わない。日本人の安全については、極めて冷淡な扱いをしている。本文で1行、あと単なる写真。北朝鮮が抱える外交問題の一つの如し。
掲載ページ	169	173	90	161,162~163	201	160 172 ~ 173	171
教基法·指導要領適合性	B,C,D	人権・主権問題であることを 書いているので適合	B,C,D	適合(B項)	201 B,D	169,172.~173 適合	B,C,D
東アジア諸国との関係	は、どこの国だと思っている のか、いま、日本と係争があ るのは、せいぜい2カ国であ り、それをもってアジアや東 アジアを代表させるとすれ ば、著者がうっかりなら視野 狭窄であり、知りながらであ ればデマゴーグである。	め世界各国から信頼されるようになってきました。」として、日本が悪いことをしたとか、現地側が反抗したとか書かず、あっさり触れている。それらの国々の独立との関係を書かないのは物足	古い時代に統一国家であったヨーロッパでさえ、EUが出来るまで、長い時間が掛り、かつ今は、そのネガが噴出しているのに、そのような歴史的背景もない(華夷秩序があったと言いたいの東アジアに、東アジアは、東日体などという夢想を持ち込む歴史観を問いたい。	村山談話的なことを書く教科書に問いたい。「貴方の言うアジアとか東アジアとは、どの国々のことかとですか」と。	このような、サヨク首相の思話を引用しているで出されたでもで出る明明している。 現在でもいない 典型である。 アジアといっていて、中国がアといっていて、中国がアといって、では、不見っては、不見っては、不見っては、アジアと戦争なで、日本なるあ。なくもない。かい加減にしては、アジアと戦争にしていい。	無難にまとめてある。東アジアの特定二国だけを考え、それが、すべての東アジアの如き書き方をする自虐教科書ではないことは確かである。	「日本が過去に植民地支配を行ない、東アジアや東南アジアに耐え難い苦しみをもたらしたことを忘れてはなりません」と、典型的な自虐表現をしている。
掲載ページ	48,162~163	184,185	90,91	_	203 B,E	_	171
教基法·指導要領適合性	B,D,E	適合(やや、物足りないが)	В	適合(B,C項)	BF	適合	C,E

項目	日本文教出版	帝国書院	清水書院	自由社	教育出版	育鵬社	東京書籍
·	竹島は日本の領土とは書か	北方領土のみに触れ、竹	いずれも日本固有の領土で	竹島と尖閣を「日本の固有	日本固有の領土であると言	すべて、日本固有の領土で	北方領土だけでなく、竹島と
	ず、尖閣も日本の領土か中	島、尖閣には触れず。これ	あることは明記。経緯も書い		わず、日本と相手国との中	あることを、きちんと説明して	
	国の領土か、曖昧な記述で	は、帝国一社である。韓、中	てあるが、中国が尖閣の領	し、また、相手国が、なぜそ	間にたって、論じている。地	いる。排他的経済水域、領	と書き、韓国が不法に占拠、
	ある。北方領土だけを、はっ	に気を使っているとしたら、	有権を主張するようになった		質的にこれらを相手に譲り	土、領海、領空とその侵犯	そして尖閣も、明確に日本
竹島と尖閣	きり日本の領土としている。	何処の国の教科書かと言い	理由は書いてない。			のことも説明している。	の領土であることを書いてい
		たい。			国的教科書である。		る。
<u></u> 掲載ページ	193	(173)	157	145,149	105	156~157,128	151
教	183 B,D	B,C,D	一応適合するも、やや不十	適合(B,C項)	195 B,C,E	適合	151 適合
<b>永坐丛 旧寺女</b> 陵题自住	「 やむを得ず日本に移	「多くの人々は戦後すぐに帰	「第二次世界大戦中には、	今いる韓国・朝鮮人が、「植	「 多くの人が日本に連	自由社とともに、今の在日の	「植民地統治の時代に 日
	住してきた人もいました。こう				れてこられました。多	人々が、強制連行された人	本への移住を余儀なくされ
	した人達やその子孫には、一	いるが、残った人々は日本	制労働のために日本に連行	の移住を全儀なくされた人	数の人々が日本に定住し、	或いは、その子孫だなどとい	
	参政権や社会保障などで		した」などと、当時、同じ国で	達め 音志に反して日本に	現在もその子孫が多く暮らし	う高市議員の平成10年3月	本に連れてこられて働かさ
	制限がなされています。」と	的容易に取得できるのに、		連れてこられて働かされた	ています(在日韓国・朝鮮	10日の質問書に対する外務	
	書いて、参政権を付与すべ	「日本国籍がないため、永住			人)、現在、日本に住	省の回答(それは、254人だ	と書いているが、これは、高
	しと示唆している。上記のこ	し納税の義務を果たしても	扱ったことを、まるで拉致し	という嘘は書かず、外人参		けである)とまったく整合しな	
*********	うした人達は、高市衆議院	参政権はない」と、いかにも	てきたかの如く書いている。	政権付与をしないことの合	選挙権、公務員になることな		間に対する政府の回答で、
在日朝鮮、韓国人	議員の質問に対する政府の	参政権を与えるべきだと言	また、今の在日者が、強制			憲法15条違反であることも	現時点では、はっきり否定さ
外国人参政権	回答で、245人しかいなかっ	わんばかりだ。国籍取得は	連行された人々の子孫とし	る。		指摘し、その他の情報も妥	れている。
	たことが明らかであり、明ら	容易である。納税と参政権	て、参政権を与えていないこ	<b>3</b> °		当である。	100000
	かなデマゴギーである。	は直接リンクしないのが普	とを差別としている。高市議		る、憲法15条無視を勧めて		
	3747 C0000	通である(アメリカなど)。ま	員の国会における質問に対		いる。強制連行的話は、国		
		た、どれくらい残った人が居	する政府回答から、これは		会における高市議員の質問		
		るかに触れないのは、フェ	明確に否定されており、虚偽		への政府回答で完全に否定		
		アーでない。	をまき散らすトンデモ教科書		されている。		
			マヤ 2				
掲載ページ	53	46∼47 B,C,D,E	39,90 B,E	68 適合(B項)	55 B,E	52,59 適合	43 B,C,E
教基法·指導要領適合性	B,D,E サクラン・サクト・用しては	B,C,D,E	B,E	適合(B頃)			B,C,E
	持続可能社会に関しては、		この二つを関連づけるのは	人間の安全保障の定義的な	この二つを関連づけるのは	やや通り一遍の「べき論」。	この難解な課題に対し、抽
	色々書いているが、人間の		難解な課題であり、評価対象とはなった。	ことも述べ、食料自給率、水田豊田、田豊田、田豊田、田豊田、田豊田の田田田田		難解な課題に、教科書とし	象論でお茶を濁した感じである。
性结束然社会	安全保障という表題では何		象とはしなかった。持続可能		象とせず。	て、どう取り組むかが課題か	る。自由社のように農業を論
持続可能社会	も論じていない。二つの話題 を関連づけるのは、中々困	_		も触れ、この難解な課題に			じたり、持続可能性と人間の
人間の安全保障			ない。	精一杯取り組んだあとが見		意味で逃げてしまったのか、	
	難であると思われ、評価の			える。		明示的には出てこない。	りすべきだ。
	対象からは外した。						
掲載ページ	192~199	_	170~171	178 <b>~</b> 183	180 <b>~</b> 181,190	177	173,176
教基法•指導要領適合性	評価対象とせず	-	評価対象とせず		評価対象とせず	難解な課題であり、評価対	難解な課題であり、特にマイ
	14 . 18 1A - 14 . 17 . 17 . 17 . 17 . 17 . 17 . 17 .	N A - T C 1 (4-1# 1- 11 1 1 1		組み姿勢あり)		象とせず。	ナス評価は避けた
	なぜ検定に合格するのか理		在日韓国・朝鮮人問題など、			多くの事項で、妥当、項目に	この教科書は、家族・地域社
	解できない教科書である。教			会・国家という共同社会に関		よっては高いレベルで、かつ	
	科書7社の公民教科書の中	わない点は評価できるが、	虐のトンデモ教科書であり、	する基本的な考え方を、健	は評価できるが、他の多くの		てを解体しようとしている。
	でも憲法(可変なもの)と三	竹島、尖閣に触れないとか、		全な見方で記述しており、公		導要領に適合した記述をし	家族論も無し、地域社会も
	権分立(変えてはいけないも			共の精神や愛郷心を培え		ているが、ほんの数件だが、	無し、これでは、公共の精神
		を与えよと言わんばかりの	あり、絶対、採択してはいけ	る。また、国際関係や安全	ず、自虐的、反日的記述に		も愛郷心も出てこない。国家
A	領土問題や拉致問題も、日	記述だとか、社の思想故			満ちあふれている、こんな教		
総評		か、安全保障問題にも本当	導要領も軽視している。			のような重要項目において、	
	ジア、或いは東アジアとの関	には踏み込めないとか、法		見方で記述しており、生徒に	的とさえ言える。	必ずしも妥当とは思えない	については、虚偽の記載を
	係では、地理的なごまかしに			健全で、国際標準に合った		記述をしている。	している。このような教科書
		を逆にしているなど、問題も		教養を身につけさせる、素晴			が採択されれば、この教科
	す、最悪の教科書である。	多く、採択を勧められる教科		らしい教科書である。			書で教育される生徒達に大
		書ではない。					きな害毒を流す。絶対採択し
							てはならない教科書である。
		1					